

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和3年2月定例会

令和3年2月15日

目 次

令和3年2月定例会

2月15日（月曜日）

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
議席指定	2
会期の決定	2
会議録署名議員指名	3
諸報告	3
議案上程（議第1号から議第3号）	3
提案理由の説明（広域連合長）	3
補足の説明（事務局次長、事業課長）	4
質疑	8
討論	10
採決	11
議案上程（議第4号）	12
提案理由の説明（広域連合長）	12
質疑	12
討論	12
採決	13
選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	13
広域連合長あいさつ	14
閉会	15

○出席議員（14名）

1番	佐藤洋樹	議員	2番	石澤秀夫	議員
3番	大類好彦	議員	4番	枝松直樹	議員
5番	柏倉信一	議員	6番	菅野邦比克	議員
7番	小関崇夫	議員	8番	山尾順紀	議員
9番	鈴木君徳	議員	11番	内谷邦彦	議員
12番	高橋篤	議員	14番	加藤鑛一	議員
15番	齋藤美昭	議員	16番	吉宮茂	議員

○欠席議員（2名）

10番	佐藤誠七	議員	13番	丸山至	議員
-----	------	----	-----	-----	----

○説明のため出席した者

広域連合長	佐藤孝弘	副広域連合長	遠藤直幸
副広域連合長	中川勝	代表監査委員	玉田芳和
事務局長	高橋勇	事務局次長	牧野美和子
会計管理者	菊地育子	事業課長	秋葉亮一
総務係長	安倍大樹	企画財政係長	菅原智子
資格管理係長	富樫裕一郎	給付係長	佐藤浩二

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	高橋勇	事務局次長（兼務）	牧野美和子
書記（兼務）	安倍大樹	書記	佐藤圭子
書記	今野優喜		

○議事日程第1号

令和3年2月15日（月）午後2時開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名議員指名
- 第4 諸報告
- 第5 議第1号 令和3年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第6 議第2号 令和3年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第7 議第3号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第8 議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
- 第9 山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 会議録署名議員指名
- 日程第4 諸報告
- 日程第5 議第1号 令和3年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第6 議第2号 令和3年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第7 議第3号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
- 日程第9 山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

午後2時 開議

○議長（高橋篤君） これより、2月5日告示招集されました令和3年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、佐藤誠七議員、丸山至議員、以上2名であります。

出席議員は、14名で定足数に達しております。

なお、報道関係者から議場内での撮影の願いが出ており、これを許可しておりますので、ご了承願います。

本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

この際、議事の都合上、暫時休憩いたします。

午後2時 1分 休憩

午後2時14分 再開

議席指定

○議長（高橋篤君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 議席の指定を行います。

令和3年1月5日告示の選挙で、新たに議員となられた佐藤洋樹議員、佐藤誠七議員の議席を定めます。

会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席を定めます。現在ご着席の議席を議席とします。なお、本日欠席の佐藤誠七議員は、10番を議席とします。

会期の決定

○議長（高橋篤君） 日程第2 会期の決定を行います。

お諮りします。この定例会の会期は本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（高橋篤君） ご異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日間と決定しました。
-

会議録署名議員指名

- 議長（高橋篤君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第59条の規定により、議長において指名します。会議録署名議員に、3番 大類好彦議員、4番 枝松直樹議員を指名します。
-

諸報告

- 議長（高橋篤君） 日程第4 諸報告を行います。
監査委員より、令和2年8月から令和3年1月に執行した例月出納検査の結果が、地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。
以上で報告を終わります。
-

議第1号から議第3号

- 議長（高橋篤君） 日程第5 議第1号から日程第7 議第3号の議案3件は、関連がありますので一括して上程いたします。

提案理由の説明

- 議長（高橋篤君） この場合、提案者の説明を求めます。

- 連合長（佐藤孝弘君） 議長。

- 議長（高橋篤君） 佐藤連合長。

- 連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第1号から議第3号までにつきましてご説明申し上げます。

議第1号令和3年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、歳入歳出総額を、それぞれ6億1,074万5千円とするものであります。

議第2号令和3年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ1,499億577万5千円とするものであります。

議第3号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、後期高齢者医療保険料の軽減判定基準額の見直しを行うなど、所要の改正を行おうとするものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（牧野美和子君） 議長。

○議長（高橋篤君） 牧野事務局次長。

○事務局次長（牧野美和子君） 初めに、議第1号令和3年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、ご説明申し上げます。議案書1ページをお願いいたします。歳入、歳出予算は、それぞれ、総額を6億1,074万5千円とするものでございます。詳細につきましては、別冊の令和3年度当初予算事項別明細書でご説明申し上げます。

はじめに、歳入についてご説明申し上げます。事項別明細書3ページ及び4ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金につきましては、広域連合の運営に対し、市町村から負担していただく事務費負担金でございます。前年度より1億1,332万2千円減の6億1,000万8千円とするものであります。2款財産収入につきましては、財政調整基金の運用利子であり、5千円を計上したところでございます。3款繰入金及び4款繰越金は存目計上として、それぞれ前年度と同額の1千円を計上、5款諸収入につきましては、1項預金利子に1千円を、次のページ、5ページ及び6ページになりますが、2項雑入に、派遣職員の住居借上げに係る負担金等として、72万9千円を計上しております。

次に歳出についてご説明申し上げます。7ページ及び8ページをお願いいたします。1款議会費は、議員報酬及び議会開催に係る費用弁償を計上し、前年度同額の62万2千円といたしました。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策経費の計上、派遣職員人件費負担金については、新年度の派遣職員要員計画により増額計上した結果、一般管理費総額を809万3千円増の1億9,653万6千円とするものであります。

9ページ及び10ページをお願いいたします。2目財政管理費は、財政調整基金の利子積立金で、5千円を計上いたしました。2款総務費2項選挙費は、選挙管理委員会委員報酬を、3項監査委員費は監査委員報酬等を、前年度同様に見込み、それぞれ4万8千円、9万1千円を計上したところでございます。

11ページ及び12ページをお願いいたします。3款民生費につきましては、特別会計の事務経費に係る繰出金であり、特別会計における独自電算処理システム機器更改経費の減などにより、前年度より935万2千円減の4億844万3千円を計上したところでございます。4款予備費につきましては、前年度同額の500万円を計上いたしました。その結果、令和3年度歳入歳出予算総額は、前年度比126万4千円、0.21%減の6億1,074万5千円となったところでございます。

次に13及び14ページをお願いいたします。給与費明細書であります。はじめに、13ページ特別職の給与費明細書でございますが、職員数、報酬ともに前年度と変わりございません。

次に14ページ一般職の給与費明細書でございますが、会計年度任用職員2名の内容でございます。職員数は、前年度と変わりなく、再度の任用を見込んだ積算となっております。内容でございますが、時間外勤務手当を含む報酬につきましては、今年度の実績に基づき減額となったものであります。また、職員手当の期末手当につきましては、手当算定に係る在職期間率の増により増額となったものであります。

以上で、議第1号令和3年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の説明を終わります。
続きまして、議第2号及び議第3号につきましては、説明員を交代させていただきます。

○事業課長（秋葉亮一君） 議長。

○議長（高橋篤君） 秋葉事業課長。

○事業課長（秋葉亮一君） 続きまして、議第2号令和3年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算及び、議第3号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

初めに、議第2号令和3年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。第1条第1項は予算の総額であります。歳入歳出総額を、それぞれ1,499億577万5千円と定めるものであります。第2条は一時借入金であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を120億円と定めるものであります。第3条は歳出予算の流用であります。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の流用できる場合について定めるものであります。

4ページは、歳入歳出予算の大まかな一覧表であります。別冊の令和3年度当初予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

別冊15ページ、16ページをご覧ください。15ページ、16ページは総括であります。歳入歳出それぞれの合計額の比較では、前年度比18億4,892万2千円、1.22%の減額となっております。次に、それぞれの詳細についてご説明申し上げます。

17ページ、18ページをご覧ください。歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金について申し上げます。1項1目保険料等負担金につきましては、保険料軽減特例の見直し、保険料率改定などに伴い、前年度比8,023万円増の133億9,640万9千円を計上しております。2目療養給付費負担金につきましては、定率負担として市町村が療養給付費の12分の1を拠出するものでありまして、前年度比1億7,802万6千円減の119億5,041万3千円を計上しております。次に、2款国庫支出金について申し上げます。1項1目療養給付費負担金につきましては、定率負担として国が療養給付費の12分の3を拠出するものでありまして、前年度比5億3,407万9千円減の358億5,123万8千円を計上しております。2目高額医療費負担金につきましては、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち、80万円を超える部分について、国と県が4分の1ずつ負担するものでありまして、前年度比3,789万5千円増の7億741万6千円を計上しております。2項1目調整交付金につきましては、広域連合間の財政力の不均衡を是正するために国から交付される「普通調整交付金」と、広域連合独自の保健事業などに対して交付される「特別調整交付金」がございます。2つ合わせまして、前年度比8,417万8千円減の145億9,056万8千円を計上しております。2目民生費国庫補助金につきましては、健康診査等の保健事業実施及び医療費適正化推進事業に対する国からの補助金でありまして、前年度比167万2千円減の7,069万2千円を計上しております。3目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、保険料の軽減特例に対する補てん等のために交付されるものでありますが、保険料軽減特例の見直しで、本則どおりに納付されることとなった

ことから、皆減となり、前年度比1億5,206万5千円減としております。

次に、3款県支出金について申し上げます。1項1目療養給付費負担金につきましては、定率負担として県が療養給付費の12分の1を拠出するものでありまして、前年度比1億7,802万6千円減の119億5,041万3千円を計上しております。2目高額医療費負担金につきましては、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち、80万円を超える部分について、国と同様に県が4分の1を負担するものでありまして、前年度比3,789万5千円増の7億741万6千円を計上しております。

19ページ、20ページをご覧ください。4款支払基金交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金から、医療給付費に対する現役世代の負担分として交付されるもので、前年度比8億7,732万1千円減の588億9,214万4千円を計上しております。

次に、5款特別高額医療費共同事業交付金につきましては、国保中央会が事業主体となり、高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するため、レセプト1件当たり400万円を超える医療費の200万円を超える部分について、全国レベルで財政調整を行い交付されるものでありまして、これまでの実績に基づき、前年度比1,077万9千円増の6,968万1千円を計上しております。6款財産収入につきましては、医療給付費等準備基金利子収入として、前年度比100万円減の100万円を計上しております。

次に、7款繰入金について申し上げます。1項一般会計繰入金につきましては、特別会計の事務費に充てるため、一般会計から繰入するものでありまして、前年度比935万2千円減の4億844万3千円を計上しております。2項基金繰入金につきましては、保険料上昇抑制の財源として、医療給付費等準備基金から令和3年度の保険給付費分として繰入するものでありまして、12億円を計上しております。

21ページ、22ページをご覧ください。8款繰越金につきましては、存目のみの計上であります。次に、9款諸収入について申し上げます。1項延滞金、加算金及び過料、2項預金利子、3項2目返納金につきましては、存目のみの計上であります。3項1目第三者納付金につきましては、交通事故等により加害者から責任割合に応じ損害賠償金として受入れるものでありまして、前年度と同額の1億992万9千円を計上しております。3項3目雑入につきましては、会計年度任用職員の保健師の雇用保険料被保険者負担金等の経費を計上しております。

次に、23ページ、24ページをご覧ください。歳出について申し上げます。1款総務費について申し上げます。1項総務管理費につきましては、マイナンバーカードの健康保険証としての利用促進に係る経費、電算処理業務委託、レセプト点検委託、各種通知等の作成委託、郵送等に要する経費でありまして、前年度比6,498万3千円増の4億8,915万3千円を計上しております。次に、2款保険給付費について申し上げます。1項療養諸費につきましては、令和2、3年度特定期間の見込みにより計上しております。1項1目療養給付費につきましては、前年度比19億5,287万8千円減の1,457億8,018万9千円を計上しております。2目療養費につきましては、前年度比4,015万2千円減の7億6,644万円を計上しております。

25ページ、26ページをご覧ください。2項1目審査支払手数料につきましては、国保連合会に委託するレセプトの審査業務及び医療機関への支払事務に係る手数料でありまして、前年度比546万8千円減の3億8,514万5千円を計上しております。3項1目高額療養費につきましては、1か月に支払った医療費の自己負担額が、世帯の所得状況等に応じた限度額を超えた場合に支給するものでありまして、前年度比88万8千円減の10億3,155万円を計上しております。

3項2目高額介護合算療養費につきましては、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、一定の限度額を超えた場合に支給するものでありまして、前年度比121万4千円減の1億3,273万円を計上しております。4項その他医療給付費について申し上げます。4項1目葬祭費は、被保険者が死亡した際に支給するもので、前年度比1,310万円減の6億2,260万円を計上しております。4項2目傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して支給するもので、100万円を計上しております。次に、3款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金につきましては、歳入の5款で説明いたしました事業に要する経費でありまして、国保中央会への拠出金として、前年度比1,077万9千円増の6,968万1千円を計上しております。

27ページ、28ページをご覧ください。4款保健事業費につきましては、市町村に委託して実施している健康診査事業、広域連合が独自に実施している歯周疾患検診事業、また、市町村の特徴を活かして実施する長寿・健康増進事業に対する補助に要する経費、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の委託費、保健事業における市町村との連携強化のための委託費として、前年度比8,901万6千円増の6億273万5千円を計上しております。次に、5款基金積立金につきましては、医療給付費等準備基金積立金の預金利子でありまして、前年比100万円減の100万円を計上しております。

29ページ、30ページをご覧ください。6款諸支出金につきましては、保険料還付金、還付加算金、償還金でありまして、前年度と同額の1,830万1千円を計上しております。7款予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上しております。

31ページ、32ページをご覧ください。給与費明細書であります。特別職はおりません。一般職1名について説明申し上げます。32ページ一般職の給与費明細書でございますが、会計年度任用職員1名の内容でございます。職員数は、前年度と変わりなく、再度の任用を見込んだ積算となっております。時間外手当を含む報酬につきましては、今年度の実績に基づき増額したものであります。また、職員手当の期末手当につきましては、手当算定に係る在職期間率の増により増額となっております。以上が、特別会計予算の概要の説明であります。

続きまして、議第3号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書5、6ページをご覧ください。平成30年度税制改正により所得税法等が改正され、令和3年1月1日から給与所得や年金所得のある者に適用される給与所得控除・公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられるとともに、基礎控除額が33万円から43万円に10万円引き上げられました。これを受け、後期高齢者医療保険料の負担水準に影響が生じないようにするため、軽減判定基準額の見直しなど、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正が行われたことから、これにあわせ、本条例においても、所要の改正を行うものです。改正点は2点であります。1点目は、第16条関連であります。低所得者の負担軽減の観点から、被保険者均等割額を減額する基準のうち、7割軽減、5割軽減、2割軽減の基準について、それぞれ現行の33万円に10万円を加えて43万円とし、さらに、給与所得者の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものであります。2点目は、附則第2条関連であります。年金所得に適用される高齢者特別控除額15万円を第16条の公的年金等の収入額110万円超にも適用するものです。

施行期日は、令和3年4月1日であります。この条例による改正後の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、従前のおりとなります。

以上が、後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての説明でございます。よろしくご審議の

上、ご決議下さいますよう、お願い申し上げます。

○議長（高橋篤君） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（高橋篤君） これより質疑に入ります。

ただいま上程された議案3件に対し、ご質疑ありませんか。

○4番（枝松直樹君） 議長。

○議長（高橋篤君） 4番 枝松直樹議員。

○4番（枝松直樹君） 会計年度任用職員は一般会計で2人、特別会計で1人となっているようですが、更新はどうなっているのかと昨年質問させていただいた時、確か3回というお話だったかと思えます。そのような規定はないと思いますので、その後どのようなご検討をされたのか。安倍前総理時代の働き方改革の中で、常勤職員と非常勤職員の待遇の差がありすぎるということで行われてきたものでありますし、その差を詰めるということも大事な観点であります。特別会計の職員については240万円程で、一般会計の職員2名の数字はもっと低いようですが、その辺も併せて説明をお願いします。

○事務局次長（牧野美和子君） 議長。

○議長（高橋篤君） 牧野事務局次長。

○事務局次長（牧野美和子君） 会計年度任用職員の更新につきましては、2回までということでは3年間となります。会計年度任用職員の任用に関する規則により規定されております。報酬の部分ですが、一般会計の2名につきましては、時間外勤務実績をみて減額となっております。報酬額については4号給アップの計上となっております。

○4番（枝松直樹君） 議長。

○議長（高橋篤君） 4番 枝松直樹議員。

○4番（枝松直樹君） 2回の更新ということですから、合わせて3年間しかダメということで、4年目になると自動的にこの方は退職していただき、新たな方がくるということですね。

○事務局次長（牧野美和子君） 議長。

○議長（高橋篤君） 牧野事務局次長。

○事務局次長（牧野美和子君） 公募によって行われる予定でございます。

○4番（枝松直樹君） 議長。

○議長（高橋篤君） 4番 枝松直樹議員。

○4番（枝松直樹君） 公募ですから、同じ方がまたくるということがあってもおかしくないかもしれませんが、法の趣旨からいって常勤職員と非常勤職員の待遇の差を埋めるということですから、3年間しかダメですよということになれば、また不安定労働者を生み出してしまうことにつながりますので、私からすると、法の趣旨からみて逆だと言わざるを得ないと思います。よそは詳しくわかりませんが、私の上山市ではそのような規定はないと思います。私も庶務課長に制度発足時聞いたところ、期間が長くなるのは嫌がっているようですが、明確な根拠があってやっているわけではないと思います。もし、そのような根拠があるのであれば、むしろそちらを変えるべきだと思いますが、どうですか。

○事務局次長（牧野美和子君） 議長。

○議長（高橋篤君） 牧野事務局次長。

○事務局次長（牧野美和子君） 山形市に倣いまして、広域連合も同様に行なったところでございます。

○4番（枝松直樹君） 議長。

○議長（高橋篤君） 4番 枝松直樹議員。

○4番（枝松直樹君） 連合長、今のお話だと、山形市では3年経ったら全員違う人に代わるということになっているとのことですが、繰り返し同じ方をお願いした方が効率も良いのではないかと考えているのですがいかがでしょうか。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（高橋篤君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） 山形市の場合は2回更新という中ですが、当然再度公募しますし、その時にまた同じ方が手を挙げるということもあり得ますので、そのことを特に否定するものではありませんので、そうした中で適切に運用していくということになるかと思います。

○議長（高橋篤君） 他にご質疑ありませんか。

○7番（小関崇夫君） 議長。

○議長（高橋篤君） 7番 小関崇夫議員。

○7番（小関崇夫君） 特別会計の5款基金積立金について質問します。毎年100万円積立しているようですが、前年度は200万円ですね。積立金の総額はどこかに表示されていますか。医療給付費等準備基金です。

○事業課長（秋葉亮一君） 議長。

○議長（高橋篤君） 秋葉事業課長。

○事業課長（秋葉亮一君） 基金の残高についてのご質問ですが、現在年度途中で運用中ではございますが、基金残高は26億円ほどになっております。

○議長（高橋篤君） よろしいですか。

○7番（小関崇夫君） はい、いいです。

○議長（高橋篤君） 他にご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋篤君） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（高橋篤君） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

○14番（加藤鑛一君） 議長。

○議長（高橋篤君） 14番 加藤鑛一議員。

○14番（加藤鑛一君） 第2号議案特別会計予算を反対したいと思います。令和3年度は、第7期特定期間の2年目で、後半に入るわけですが、新型コロナウイルスの影響で高齢者の受診抑制が続いております。そのような中、第7期特定期間の初年度に保険料の改定で大幅に上げられたわけですが。1人当たりになると、4,514円、9.16%もの値上げになりました。本日示された保険料の賦課状況をみますと、9.29%増ということで大変な負担となっていると思います。高齢者の生活は、年金がマクロ経済スライドで実質削減され、しかも消費税が10%になり、生活困難が

広がっている状況にあります。また、現在のコロナ禍で受診抑制が続いているということでもますます高齢者医療をめぐる状況は非常に深刻になっているのではないかと思います。さらに、令和4年度からは、窓口での2割負担を導入するという事で、課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上の対象者が2割負担となり、倍になるということが示されております。2月10日の国保新聞に載っていましたが、山形県では2万7,000人が対象者です。13.9%の方が影響を受けるという状況になります。このようなさまざまな問題が大きくなっていく高齢者医療制度ですが、政府が進めている全世代型社会保障の転換の中で、高齢者に健康自己責任を押し付けているところに根本的な問題があると考えます。そういう点で、今回の大幅に保険料の値上げをされた第7期特定期間の後半について、同意できないと申し上げて反対したいと思います。

○議長（高橋篤君） 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋篤君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（高橋篤君） これより採決します。

初めに日程第5 議第1号令和3年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋篤君） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第5 議第1号については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋篤君） 次に日程第6 議第2号令和3年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋篤君） ご着席願います。起立多数であります。

したがって、日程第6 議第2号については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋篤君） 次に日程第7 議第3号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（高橋篤君） ご着席願います。全員起立であります。
したがって、日程第7 議第3号については、原案のとおり可決されました。
-

議第4号

- 議長（高橋篤君） 日程第8 議第4号山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任についてを上程します。

提案理由の説明

- 議長（高橋篤君） この場合、提案者の説明を求めます。

- 連合長（佐藤孝弘君） 議長。

- 議長（高橋篤君） 佐藤連合長。

- 連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第4号について、提案理由をご説明申し上げます。

議第4号山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任についてにつきましては、山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第21条第1項の規定により、当広域連合に置く情報公開・個人情報保護審査会の委員の任期が、令和3年3月31日をもって満了となるため、井上弓子氏、粕谷真生氏、今野健一氏、西上紀江子氏、諸橋哲郎氏の5人を選任することについて、議会の同意を求めようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご同意くださいますよう、お願い申し上げます。

- 議長（高橋篤君） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

- 議長（高橋篤君） これより質疑に入ります。
上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（高橋篤君） ご質疑なしと認めます。
以上で質疑を終わります。

討論

○議長（高橋篤君） これより討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋篤君） 討論なしと認めます。
以上で討論を終わります。

採決

○議長（高橋篤君） これより採決します。日程第8 議第4号山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任についてを起立により採決します。
お諮りします。ただいまの議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋篤君） ご着席願います。全員起立であります。
したがって、日程第8 議第4号については、原案のとおり同意されました。

山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（高橋篤君） 日程第9 山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。
お諮りします。山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行うことをご提案しますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋篤君） ご異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法については、指名推選によることに決定しました。

○議長（高橋篤君） お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋篤君） ご異議なしと認めます。
したがって、指名の方法については、議長において指名することに決定しました。
最初に、山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員を指名します。山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に、岩城慎二氏、高橋春美氏、栗原啓市氏、伊藤陽介氏の4名を指

名します。

○議長（高橋篤君） お諮りします。

ただいま指名しました4名を山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員選挙の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋篤君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいまの4名が山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に当選されました。

○議長（高橋篤君） 次に、山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員を指名します。

山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員に、安部信雄氏、佐藤昌子氏、安藤弘子氏、沼澤美華氏の4名を、お手元に配付しております文書に記載した順位のとおり指名します。

○議長（高橋篤君） お諮りします。

ただいま指名しました4名を山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員選挙の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋篤君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいまの4名が、お手元に配付しております文書に記載した順位のとおり、山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

以上で、山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を終わります。

○議長（高橋篤君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

広域連合長あいさつ

○議長（高橋篤君） この際、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（高橋篤君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） 広域連合議会2月定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の2月定例会に提案いたしました各案件について、慎重なるご審議を賜り、それぞれご決議

ご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。

後期高齢者医療制度は、施行から12年が経過し、制度自体は定着してきているものと考えておりますが、今後、更なる高齢化の進行により、団塊の世代をはじめとする被保険者の増加が見込まれております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される状況は続きますが、被保険者の方々が安心して医療が受けられるよう制度運営に努めるとともに保健事業の充実により、高齢者の健康維持、増進をより一層進めていく必要がございます。当広域連合といたしましても、市町村や関係機関との連携を密にしながら、今後とも制度の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

議員の皆さまにおかれましては、健康に御留意の上、今後とも後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、あいさついたします。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（高橋篤君） 以上で、令和3年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後3時4分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 高 橋 篤

署名議員 大 類 好 彦

署名議員 枝 松 直 樹